

様式第 34 号ア（申請面積が 4 ha 以下の場合（知事））

ご 注 意
申請者の住所及び氏名並びに、申請土地の所在、地番、地目及び面積は、正確に記載してください。

農業委員会受付	広域振興局等受付
照 合	照合責任者印

農地法第 5 条の規定による許可申請書

岩 手 県 知 事 殿

〇〇年 〇月 〇日

関連条項

申請者	現住所	氏名
譲受（借）人	一関市竹山町 7-2	一関 太郎 (45歳)
譲渡（貸）人	一関市厳美町字 〇〇15番地	中里 花子 (60歳)

全部事項証明書の住所と確認。異なる場合は、同一人物であることを証明する書類（住民票など）を添付のこと

農地（採草放牧地）を転用するため、「所有権」を「移転」したいので、申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の表示等

所在地番	地目		面積 ㎡	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況		権利の種類	耕作者氏名又は名称
一関市滝沢字〇〇 23番 4	田	田	254		なし
一関市滝沢字〇〇 23番 5	畑	畑	102		なし
合 計					2筆

全部事項証明書の所在地番、地目を確認し記入すること

いない場合は「なし」と記載

2 転用計画

1) 転用事由の詳細 (用途)	自己住宅	(事由の詳細)	借家住まいなので家を建てたい
2) 転用の期間		年 月 日 (許可の日) から	永久 年間

工事計画	名 称	第 1 期 (2年 4月～2年 9月)			第 2 期 (年 月～ 年 月)			合 計		
		棟数	建築面積 ㎡	所要面積 ㎡	棟数	建築面積 ㎡	所要面積 ㎡	棟数	建築面積 ㎡	所要面積 ㎡
土地造成				356						356
建築物又は工作物	自己住宅	1	121	121				1	121	121
	物置	1	10	10				1	10	10
	駐車場3台分 庭・通路等			45 180						45 180
計		2	131	356			2	131	356	

登記面積と同数値

足して所要面積と同数値。

欄が不足する場合は1マス

に2行や「庭・通路等」の

ようにまとめて記載。

3 権利を「移転」しようとする契約の内容

区分	売買 贈与 交換	賃貸借 使用貸借	内 容	
			時期(貸借期間)	(貸借の場合は、貸借の期間を記入)
			対価(賃借料)	3.3㎡当たり 24,000円 (総額2,590,000円)
			対価(賃借料)の支払方法・時期	(直接支払や口座振込等を記入)
			その他(特記事項)	地上権を設定する場合は余白に地上権と手書きすること

4 転用の目的に係る事業の資金計画

所要資金円	自己資金円	借入資金
総額 11,090,000	3,090,000	(借入先) 円
内訳		
土地購入費 2,590,000		△ △銀行
工事費 8,500,000		〇 〇支店
その他		8,000,000

5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

1) 被害の内容	①雨水の流出 ②土砂の流出
2) 防除施設の内容	①碎石(砂利)を敷き自然浸透・側溝整備・擁壁設置 ②法面保護。1/2分転圧・・・など

6 その他参考となる事項

- 添付書類(1) 申請土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)(1部)
 (2) 申請土地の位置及び付近の状況を表示する図面(1部)
 (3) 申請土地の地番、地目及び隣接土地の状況を表示する図面(1部)
 (4) 申請土地に建設しようとする建築物又は施設の面積、位置、施設
 (5) 申請土地が土地改良区内にある場合は、その土地改良区の意見
 (6) 法人(農地等)について権利を取得しようとする者の意見
 (法人の名称、所在地、代表者の氏名、業務内容等が確認できる
 (7) その他関係書類
- (1) は想定される被害内容を必ず記載
 (2) は(1)に対する防除策を必ず記載
 ※隣接する農地がない場合は「隣接農地なし」と記載

許 可 指 令 書

この申請は、下記により許可します。 指令 第 号

年 月 日 岩手県知事 印

記

1 条件 (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
 (2) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

2 注意事項 (1) 申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。
 (2) 所管農業委員会の発行する農地転用許可済証を申請地に提示してください。
 (3) 申請書に記載された事業計画を変更せざるを得ないときは、事前に所管農業委員会を經由して承認を受けてください。

3 告示 (1) この処分に対する不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定によりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県知事に審査請求を提出してください。また、この処分が法人その他の権利者又は取組である場合、総代を互選した組合又は代組によって審査請求をすることができます。同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)正副2通を提出して、審査請求をすることができます。
 ただし、当該処分に対する不服の理由が採草、採石又は砂利採取等の調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。
 なお、この場合、併せて処分及び関係都道府県知事の敷に等しい部数の当該裁申し書の副本を提出してください。
 (2) この処分を取り消すの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、若手県を被告として(訴訟において岩手県を代表する者は岩手県知事となります。)、提起することができます。なお、上記1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、正当な理由があるときには、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。